

奥州市「涼みどころ」(指定暑熱避難施設)(公共施設以外) 設置及び運営ガイドライン

I 設置に関すること

1 背景について

熱中症対策については、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、近年は、全国で年間1,000人を超える年もあるなど、今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれる。

この状況を受け、国では熱中症対策を強化するため、法改正を行い、下記の項目を追加した。

- (1) 現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置づけたほか一段上の「熱中症特別警戒情報」を公表すること等を追加。
- (2) 市長が地域において指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定できる制度を新設。

2 民間施設等への設置目的について

市は、令和6年度から指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の名称を「涼みどころ」とし開設した。令和7年度から対象施設を拡大し、立ち寄りやすい場所に設置していることから、市民の生命と健康を守るため、熱中症対策に取り組む意思のある民間施設等と市が協定を締結したうえで設置する。

なお、運営は、当該施設管理者が自主的に行うものとする。

3 設置基準について

- (1) 冷房設備を稼働し室温で28度以下を保てる施設であること。
- (2) 各施設の開設日、閉設時間の範囲内で開設できること。
ただし、緊急的、時期的業務等により、やむを得ず、施設管理者の判断による設置期間中の一時的な閉鎖も可。
- (3) 各施設のスペース、椅子等の設備の状況に合わせ受入人数を設定すること。
また、利用者の飲食については各施設のルールに準拠。
- (4) 応募内容に基づく施設情報を市ホームページへ掲載できる施設であること。
- (5) 利用者が認知できるよう当市作成の「涼みどころ」広告物(ポスター)を掲示できる施設であること。

4 募集について

別紙1「奥州市「涼みどころ」(指定暑熱避難施設)募集要項」のとおり。

5 審査について

上記3「設置基準」の条件により判定する。なお、申請のあった民間施設等が、公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認め場合は涼みどころとして認めない。

6 施設の指定について

市は応募のあった施設を審査し、涼みどころとして指定したときは、当該涼みどころの管理者との間において、別紙2「協定書」により協定を締結する。

II 運営に関すること

1 施設運用期間について

涼みどころの運用期間は、熱中症警戒アラート※1(4月第4水曜日～10月第4水曜日)とする。

なお、運用することができる日及び時間帯は各施設の実情に応じる。

※1 全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

2 利用者報告について(LoGo フォーム)

市が定める期間ごとにおいて、利用者報告を求めることとする。